

【東日本大震災で被災された皆さまへ】

平成23年7月1日から、医療機関での取扱いが変わります！

医療機関で受診する場合、保険証が必要になります！

6月末まで（現在の取扱い）

震災に伴い保険証を紛失したり、家に残したまま避難されている方は、窓口で保険証を提示できなくても、氏名、生年月日、住所、事業所等を伝えれば受診できます。

7月1日から（変更後の取扱い）

受診する際は、窓口で保険証の提示が必要になります。保険証をお持ちでない方は、再交付を受けてください。

医療機関で窓口負担の免除を受ける場合、免除証明書が必要になります！

6月末まで（現在の取扱い）

次のいずれかに該当する方は、その旨を窓口で申し出れば、窓口での一部負担金の支払いが免除されます。

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- 原発事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

すでに窓口で一部負担金をお支払いした方は、後日、保険者から還付される場合がありますので、領収書を大切に保管してください。

7月1日から（変更後の取扱い）

窓口で、一部負担金等の免除証明書の提示が必要になります。

国民健康保険又は後期高齢者医療に加入している方は市町村へ、協会けんぽ、船員保険、健康保険組合、共済組合等に参加している方はそれぞれの保険者へ申請し、免除証明書の交付を受けてください。

免除証明書を提示しない場合、窓口負担を請求されることがあります。

注）宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町の住民で国民健康保険及び後期高齢者医療に加入している方は、各市町の免除証明書の交付準備に時間がかかるため、免除証明書が必要になるのは平成23年8月1日からです。7月末までは、免除証明書を提示しなくても、これまでどおり申し出により窓口負担が免除されます。

問い合わせ先

健康保険及び船員保険

厚生労働省東北厚生局岩手事務所  
(電話 019-907-9070)

国民健康保険

市町村または  
岩手県保健福祉部健康国保課  
(電話 019-629-5479)

後期高齢者医療制度

岩手県後期高齢者医療広域連合  
(電話 019-606-7501)